

愛知芸術文化センター栄施設管理規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、愛知芸術文化センター管理規則（平成4年10月28日規則第88号。以下「規則」という。）第39条の規定に基づき、愛知芸術文化センター（以下「センター」という。）の栄施設の管理に関し、必要な事項を定める。

(管理者)

第2条 施設には、次の施設区分ごとに管理者（以下「各施設管理者」という。）を置く。

施設区分	管理者
愛知県美術館	美術館長
上記以外の県管理施設	管理部長

- 2 各施設管理者は、センター長の指示を受け、各施設相互に連携して、施設利用者の安全確保及び秩序の維持に努めるものとする。
- 3 各施設管理者は、当該職員のうちから、火気及び警備の取締責任者を指定する。
- 4 火気及び警備の取締責任者は、各施設管理者を補佐して火気及び防犯に関する事務を行う。

(施設の入出り)

第3条 センター長又は各施設管理者は、施設に入出りしようとする者に対し、必要があると認めるときは、その身分及び入出りの目的を明らかにすることを求めることができる。

(エレベーターの運転時間)

第4条 エレベーターの運転時間は、別表のとおりとする。ただし、特に必要があると認める場合には、運転時間を変更することができる。

(機器使用の承認等)

第5条 施設内において、次の行為をしようとする者は、各施設管理者の承認を受けなければならない。ただし、規則第6条の規定に基づく利用許可申請の際に承認を受けている場合には、この限りではない。

- (1) 冷暖房機器又は電気機器の使用
- (2) 放送設備の使用
- (3) 前各号に定めるもののほか、センター長が必要と認める事項

(物品販売の承認等)

第6条 施設において次の行為をしようとする者は、あらかじめセンター長又は各施設管理者の承認を受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する商業的行為をすること。
- (2) 指定の場所以外においてポスター、看板、旗、けん垂幕その他これに類するものを掲示、貼付等の方法により公衆の目にふれる状態に置くこと。
- (3) ちらし、パンフレット、その他これに類するものを配布すること。

2 センター長又は各施設管理者は、必要があると認める時は、前項の承認に条件を付けることができる。

(禁止行為)

第7条 施設においては、次の各号に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) 示威またはけん騒にわたる行為をすること。
- (2) 面会の強要、乱暴な言動又は他人に嫌悪の情をもよおさせる行為をすること。
- (3) 通行の妨害となる行為をすること。
- (4) 施設及びそれに附属する物件を汚損し、又はき損すること。
- (5) 爆発物又は引火の恐れのある物件を持ち込み、又はそれらの付近で火気を取り扱うこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、センター長又は各施設管理者が必要と認める事項。

(違反者に対する処置)

第8条 センター長又は各施設管理者は、次に該当すると認める者に対し、施設への入場を拒否し、使用の承認を取り消し、行為を禁止し、又は退去若しくは物件の撤去を命ずるものとする。

- (1) 第3条の規定によるセンター長又は各施設管理者の求めに対して、身分及び出入りの目的を明らかにしない者。
- (2) 第5条から第7条までの規定に違反した者。

2 前項の場合において、物件の撤去を命ぜられた者が任意に物件を撤去しないときは、センター長又は各施設管理者は当該物件を撤去することができる。

(休館日)

第9条 センター長は、施設の保守点検等のために必要があると認める場合には、臨時に休館日を設けることができる。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、施設の管理について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成4年10月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別 表

エレベーターの運転時間

エレベーターの名称	開 館 日	芸術劇場のみ開館日	休館日
17号機	搬入・搬出の時	(休止)	(休止)
19号機～21号機	搬入・搬出の時	(休止)	(休止)
26号機	24時間運転	24時間運転	24時間運転
27号機	搬入・搬出の時	(休止)	(休止)
28号機	(金曜日) 10:00～20:00 (その他の日) 10:00～18:00	(休止)	(休止)